

アドバイザーの派遣について

小規模林業を実践する方からの要請に応じ、作業道の開設、間伐木の選定、搬出間伐等の現場指導ができる林業実践アドバイザーを派遣する事業です。

1 補助対象経費

アドバイザーに支払う報償費を補助します。
(※会員の皆さまの自己負担はありません。)

- ① アドバイザーへの報償費
- ② アドバイザーへの旅費

※アドバイザーへのお支払いは、林材業労働災害防止協会高知県支部が行います。

2 補助率・補助上限額

定額。ただし、報償費は、1日当たり2万4千円、宿泊費は7千3百円、旅費は9千円を上限とします。

(※派遣日数は1人当たり最大3日間まで。1回/年限り。)

(※通算で3年間しか利用できないものとします。)

3 補助要件

アドバイザー派遣を申請する者が会員であること

事例1

- ◆アドバイザー派遣日数：2日間
- ◆アドバイスを受ける人数：10人

1日目 ◆希望するアドバイス内容：選木、伐倒
選木、伐倒技術、安全対策など

2日目 ◆希望するアドバイス内容：搬出間伐
軽架線を用いた搬出技術、小型フォワーダーを利用した運搬技術など

補助対象経費

- ・報償費：2日分
- ・旅費：2日分

事例2

- ◆アドバイザー派遣日数：3日間
- ◆アドバイスを受ける人数：6人

1日目 } ◆希望するアドバイス内容：作業道開設、選木、伐倒、搬出間伐
2日目 } 災害に強い作業道の開設方法、作業道の修復方法など
3日目 }

補償対象経費

- ・報償費：3日分
- ・旅費：3日分

4 その他

- 林業労働災害を未然に防ぐ観点から、アドバイザーによる現地指導を受けた後、安全指導員による労働安全衛生の指導を受けていただきます。なお、会員の皆さまの自己負担はありません。
- 予算に限りがありますので、補助金を活用される方は、「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に確認してください。
- 交付申請書は速やかに「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に提出してください。なお、各年度の交付申請書の最終提出期限は、2月28日までとします。

アドバイザーの
派遣に関する
お問合せ先

林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）

電話番号：088-856-5721